

呉市教育委員会会議録
(平成29年10月18日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年10月18日定例会

- 1 開催日時 平成29年10月18日(水) 13:30開会
13:47閉会
- 2 開催場所 755会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課主査 中岡博信
- 5 傍聴者 4人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第24号 呉市情報公開審査会の答申を受けて「公文書の適正管理に関する要請」について
- (4) 報告第25号 平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

(13:30)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・船尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

中 岡 主 査 (平成29年9月27日定例会について報告)

報告第24号 呉市情報公開審査会の答申を受けて「公文書の適正管理に関する要請」について

教 育 長 日程第3の報告第24号「呉市情報公開審査会の答申を受けて「公文書の適正管理に関する要請」について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 報告第24号「呉市情報公開審査会の答申を受けて『公文書の適正管理に関する要請』」について御説明いたします。

資料の2ページから3ページを御覧ください。

本件は、平成29年9月21日付けで行政情報公開請求人及び異議申出人の中室氏、是恒氏の両氏から提出された要請でございます。

それでは、本件要請の提出に至った経緯について御説明いたします。

まず、平成28年の2月と4月に両氏から個別に社会科の歴史的分野と公民的分野の教科用図書の採択に関わる公文書の公開請求書が提出されました。

これに対しまして、教育委員会事務局は、対象となる公文書が存在しない旨を、両氏に通知しました。

両氏は、この決定に対して不服を申し立てたため、呉市情報公開審査会に諮問、審査会の答申を踏まえて、本年7月の定例教育委員会会議に諮ったうえで、申立てを棄却する7月24日付けの裁決書を両氏に送付したところ、連名で本件要請が提出されたものです。

要請文を御覧ください。

要請の前文では、呉市情報公開審査会が教育委員会の結論を容認したことについての不満を表明しながら、「公文書の公開制度は、主権者である住民が、自らの知る権利として公文書の公開を求めることができるとの基本原則に立って運用されることが重要であると考えます。この認識にたった具体的な改善策を講じられるよう強く要請します。」とあります。

具体的な要請につきましては「記」以下に記載がございます。

まず(1)でございますが、呉市情報公開審査会が「当該評定的意思決定過程における議事録、資料、電磁的記録又はメモが何ら存在しないということはあろうはずがない」と指摘しつつ、「実質的な補正がなされているとの意味に解した

上で」、教育委員会の結論を妥当なものとして判断したとあるが、請求人に対する「実質的な補正」など行われていないことを述べております。

これにつきまして、審査会がいう「実質的な補正」とは、教科用図書の採択に係る意思決定過程において記録された「総合所見」や「選定委員会会議録」などの公文書は、別の公文書公開請求により既に公開済みであったことから、このことをもって「実質的な補正」がなされたものと審査会が解したものでございます。

続いて（１）の①でございますが、ここでは、「一般的に住民が公文書の公開を求める場合、どのような文書がどのような形で存在し、公開目的に合致する文書が何であるか特定できないことから、今後の公開請求については、審査会答申の趣旨に沿い、可能な限り行政情報は公開する基本姿勢を堅持し、公開請求者に対して丁寧に対応してください。」とございます。

これにつきましては、市民の知る権利を十分尊重するよう対応するとともに、公文書の公開請求が提出された際には、その請求意図を確認し、請求の目的に合致する公文書の件名を特定し、必要であれば補正を求めるなどの対応を行ってまいります。

続いて（１）の②でございますが、審査会が、「教科用図書選定に係る種々の公文書名が、その資料の本質を表していない不適切なものとなっていた」ことや「職員の誤った説明」などについて指摘していることに触れ、「可能な限りの公文書は公開する基本姿勢を徹底し、公文書名の適正化を図ってください。」とございます。

これは、本来、「選定委員会総合所見」とすべき公文書名を「調査・研究委員会総合所見」としていたこと、併せて、平成28年7月の定例教育委員会会議において、教科書採択に係る評価について説明する際に、「評価につきましては、調査・研究委員会で十分協議し、選定委員会でも適正であると承認いただいております。」と、選定委員会の依頼を受けて各教科書の特徴について調査・研究する調査・研究委員会が、あたかも、評価も行ったかのような説明をしたことについて審査会が指摘したものでございます。

今後は、正確な文書名を記すとともに、適切な説明を行うなど、適正な公文書の取り扱いを図ってまいります。

最後に（２）でございますが、「公文書の取り扱いについて一層の留意をするとともに、情報公開請求の処理に当たっては、適正かつ誠実な対応を徹底するよう求めるものである」との審査会の意見を踏まえて、「公文書の管理、公開制度への対応改善を求めます。」とあります。

本件要請が引いている呉市情報公開審査会の意見につきましては、呉市教育委員会が発した裁決書においても引用しているものであり、そのとおりに取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第24号「呉市情報公開審査会の答申を受けて「公文書の適正管理に関する要請」について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 本件の要請に当たっては、事務局で十分審議がなされていると思います。今後

とも、真摯に受け止めて、誤解のないように対応していただくよう望みます。

大森課長 御意見をいただきましたとおり、適正な運用に努めてまいります。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第25号 平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教育長 次に、日程第4の報告第25号「平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大森課長 報告第25号「平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」御説明いたします。

平成28年度定期監査の結果、教育委員会分の指摘内容として7件ございました。

それでは資料の5ページを御覧ください。

学校施設課に関するもの2件でございます。

まず(1)でございますが、忌引休暇の取得については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則に基づき、終業時刻前に死亡したことを知った場合は、死亡を知った日から起算して所定の休暇を取得することができるとなっておりますが、今回、死亡を知った日の翌日から起算して休暇を取得しているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたいとの指摘を受けたものです。

監査指摘後、速やかに修正し、併せて職員にも制度の周知徹底をしております。

次に6ページをお願いいたします。

(2)でございますが、公文書等の作成時に消せるボールペンを使用していたことについて、適正な事務処理をされたいとの指摘を受けたものです。

監査指摘後、速やかに訂正し、併せて職員にも周知徹底しております。

なお、同様の指摘が7ページの学校安全課の(1)でもされております。

8ページをお願いいたします。

引き続き、学校安全課に関するものでございます。

(2)でございますが、メンタルフレンド派遣事業について、3点指摘を受けております。まず、アについては、活動実施状況報告書が翌月7日までに提出されていないものが見受けられたこと、イについては、実施報告書記載の派遣日時に誤記が見受けられたこと、ウについては、派遣手当の支給漏れが見受けられたことの3点について、実施要綱に基づき、適正な事務処理をされたいとの指摘を受けたものです。

これらにつきましては、監査指摘後、報告書を速やかに提出させ、誤記については訂正を行い、支給漏れのあったものにつきましては、速やかに支払いを行うとともに、適正な事務処理について、職員に周知徹底しました。

次に、9ページをお願いいたします。

(3)でございますが、豊小学校において水泳指導を行う際に、児童をプール

に送迎するためのマイクロバスを広島ゆたか農業協同組合から借り受けていましたが、自動車借受申込書及び自動車借受誓約書の借受人が職員個人となっていたもので、児童の送迎方法について見直しを検討されたいとの指摘を受けたものでございます。

この送迎方法につきましては、合併前から町が行っていた方法を引き継いだものでしたが、この度の監査の指摘を受けて送迎方法を見直し、今年度からは、路線バスを利用して移動しております。

次に、10ページをお願いします。

呉高等学校に関するもの2件でございます。

(1)でございますが、校務支援システム改修業務の業者選定を行う指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていたもので、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理をされたいとの指摘を受けました。監査指摘後、直ちに部長決裁を受けるとともに、適正な事務処理について、職員に周知徹底しました。

次に、11ページをお願いします。

(2)でございますが、教員が所有する自家用車の公務使用に関して、2点指摘を受けております。

アについては、登録した自家用車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了しているにもかかわらず、登録事項の変更承認を受けることなく、公務使用していたこと、イについては、自家用車の県外における公務使用は原則として認められていないにもかかわらず使用していたことの2点について、教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領の規定に基づき、適正な事務処理をされたいとの指摘を受けたものでございます。

アについては、直ちに登録簿を提出させ、所属長の承認を受けております。

イについては、やむを得ない事情により県外における用務での自家用車の公務使用を認める場合として、呉市公立学校の校長に対する事務委任規定第5条に基づき、その理由を付して別に教育長の決裁を受けました。

今後、このような出張を行う場合には、同様の事務処理を行ってまいります。

説明は以上でございます。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、監査委員から公表される予定となっております。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第25号「平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 自家用車の公務使用に対する指摘がありましたが、これまでに自宅から出張というケースはありますか。

大 森 課 長 出張の場合は、基本的に勤務地が起点となります。ただし、自宅が勤務地より出張先に近い場合は、自宅が起点となります。

森 尾 委 員 はい、わかりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。
(13 : 47)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(平成29年10月18日定例会)